

栃木県特定給食施設等指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第18条第1項第2号、同項第3号及び第22条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設に対し、給食喫食者の栄養の改善及び健康の保持増進を図ることを目的に行う栄養管理の実施に関する指導及び助言について、同法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）及び栃木県健康増進法施行細則（平成15年栃木県規則第61号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象施設の定義)

第2条 この要綱における対象施設は、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の内、1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設（以下「特定給食施設等」という。）とし、次に掲げる区分とする。

- (1) 法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）
- (2) 特定給食施設以外の施設（以下「その他の給食施設」という。）

(対象施設の把握)

第3条 特定給食施設は、法第20条及び細則第3条の定めによるものとする。

2 その他の給食施設の設置者は、次に掲げる事項について、その施設の所在地の管轄保健所長に、提出するものとする。

- (1) 給食を開始又は再開したときは、開始又は再開の日から1月以内にその他の給食施設開始（再開）届（別記様式第1号）の提出
- (2) 給食届出事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内にその他の給食施設変更届（別記様式第2号）の提出
- (3) 給食を休止し、又は廃止したときは、休止又は廃止の日から1月以内にその他の給食施設休止（廃止）届（別記様式第3号）の提出

(給食施設実施状況報告書の提出)

第4条 特定給食施設の管理者は、栃木県健康増進法施行細則（平成15年栃木県規則第61号）第5条に規定する給食の報告を行うときは、給食実施状況報告書（別記様式第4号）を作成し、管轄保健所長を経由して、知事に提出するものとする。

2 その他の給食施設の管理者は、毎年5月及び11月に実施した給食について、その他の給食施設給食実施状況報告書（別記様式第5号）を作成し、翌月15日までに管轄保健所長に提出するものとする。

(特定給食施設等の指導)

第5条 保健所長は特定給食施設等の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要があると認めた場合は、適切な指導及び助言を行なうものとする。

2 前項の規定による指導及び助言を行った場合には、「特定給食施設等栄養指導票」（別記様式第6号）を作成し速やかに当該施設の設置者に交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年9月21日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年7月23日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2(2020)年3月16日から適用する。